

議事要旨(1) 減価償却に関する税制改正への対応

小賀坂副委員長及び前田ディレクターより、減価償却に関する税制改正への対応について、審議資料に基づく説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

減価償却に関する平成 28 年度税制改正への対応

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「今回に限られた対応とする」との記載が、今後、同様の税制改正がなされたときに、原則的には今回と同じ対応をとらないことを意味するのであれば、今回の対応を許容し得るものとする。
 - 会計と税法は密接に関係するものの、原則的には別のものとするため、税法の改正だけを理由として会計方針の変更の適時性があるとは言えないとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 減価償却については税法に従うことが実務慣行となっており、今回はその一部が変わったものである。今回の会計方針の変更は、自発的な変更ではなく、法令が変更されたことに伴うものであるため、みだりに変更することには該当しないとする。
 - 今回の対応を「緊急的な対応」と表現しているが、変更の妥当性や合理性を否定している印象を与えるため、表現を見直すべきではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 減価償却について、税法に従う実務慣行も会計ルールの一つとするため、今回の会計方針の変更は、みだりに変更することには該当しないとする。
 - 今回限りの対応とすることにより、今後の税制改正への対応を準備するための時間的な余裕を企業側に与えることができるため、必ずしも減価償却に関する基準開発のスケジュールを示さなくてもよいとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今回の対応の理由付けである「会計処理の整合性を高める可能性がある」という点は、今後の基準開発の制約となる可能性があることを懸念しており、他の理由付けだけで十分ではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 原則として税法と会計は異なるものと考えられることを踏まえると、税法が変わっ

たことのみにより会計処理を変えることは一般論としては認められないと考える。一方で、これまで税法に従って会計処理してきた実務慣行も否定できないため、必ずしもいわゆる逆基準性が認められないという考えが実務に定着していない状況であり、一定の周知期間を確保する観点から、今回の対応を会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として扱うことも許容し得るものとする。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 次回は今回と同じ対応をとらないという方針を示すために、今回はこのような対応が必要となった理由について記載すべきものとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 実務では税法に従った処理がなされている状況において、当委員会から指針が示されない場合、現場で様々な議論がなされることが予想される。このため、会計基準設定主体として、実務対応報告の形で指針を公表していただきたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今回に限られた対応とすることによって、今後は企業自身が適切な減価償却方法を考えなければならないことを示すアナウンス効果があるため、この文案に賛成する。

コメント募集のための公開期間

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 実務の立場からは本実務対応報告の公表を待ち望んでいる状況であり、1 か月でも十分に検討可能な論点であるとするため、事務局の提案を支持する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 公開期間が 1 か月では短いのではないかと懸念するものの、緊急を要する対応であることも理解している。このため、減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みも公開期間中に同時に行うことによって、1 か月の妥当性が担保されるものとする。

最後に事務局より、本日の意見を踏まえて、コメント募集のための公開期間は 1 か月とし、次回の委員会において、実務対応報告の公開草案の公表承認に関する審議を行いたいと考えている旨の説明がなされた。

以 上